

# 原子力災害による被災者支援施策パッケージ

## ～子どもをはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて～

平成25年3月15日

復興庁	内閣府	消費者庁
総務省	文部科学省	厚生労働省
農林水産省	国土交通省	経済産業省
環境省	原子力規制庁	

### I 基本的考え方

- ・ 原発事故の影響により、福島県の一部の地域については政府による避難指示が行われたが、避難指示の対象とされなかった地域においても、放射線による健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じている。
- ・ 政府はこれまで、福島復興再生特別措置法の制定や平成23年度補正予算等を通じ、除染やモニタリング、放射性物質の検査等の対策を行ってきたところである。
- ・ 一方、この間においても、福島県において子どもが運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下、多くのストレスを抱えている実態が指摘されており、また、放射性物質に対する不安から、子育て世帯を中心に避難指示区域以外からの自主避難が続いている。
- ・ また、平成24年6月には、議員立法により、子ども被災者支援法が成立し、被災者の不安の解消や安定した生活の実現に寄与するため、国が支援施策を推進することとされている。
- ・ このため、「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」を開催し、子ども被災者支援法の趣旨も踏まえ、福島県を中心とした原子力災害の被災者が安心して生活することができるようにするとともに、将来を担っていく子どもが元気に成長できるた

めの取組について検討、整理した。その成果として、福島県等において避難せずに生活をする方への支援をはじめ、自主避難された方への支援、避難先から帰還する方への支援等、原発事故の被災者に対する以下の施策をとりまとめた。

## Ⅱ 主な取組

### 1 子どもの元気復活

- ・子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、全天候型運動施設等の整備により、福島県の子どもの運動機会を確保します。
- ・福島県及び福島県外において、自然体験活動を実施します。

(主な具体的取組)

- ・「子ども元気復活交付金」により、原発事故の影響により人口の流出等が生じていると認められる地域（福島県中通り等）において、全天候型運動施設等を新たに整備。あわせて、スポーツトレーナーによる運動指導等ソフト事業も実施。【復興庁】
- ・福島県に設けた「安心こども基金」により、大型遊具等を設置。【厚生労働省】
- ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。【内閣府被災者生活支援チーム】
- ・(独) 国立青少年教育振興機構において、福島・岩手・宮城の3県の施設を活用した「リフレッシュ・キャンプ」を実施。今後、群馬・新潟・長野の各県等における実施も検討。【文部科学省】

## 2 子どもの健康・心のケア

- ・福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量調査や、18歳以下の子どもに対する甲状腺検査等必要な健康管理調査を継続します。また、原発事故の被災者に対する健康管理の現状・課題を把握し、今後の支援の在り方を検討します。
- ・不安を感じている被災者との双方向のコミュニケーションに留意し、コミュニケーションを行う人材育成等を行います。
- ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施します。
- ・心の不調を訴える子ども等に対して、スクールカウンセラー等の派遣や心のケア専門職による訪問・相談等の取組を支援します。

### (1) 健康管理・健康不安対策

#### (主な具体的取組)

- ・「福島県民健康管理調査」により、全福島県民に対する外部被ばく線量を把握する行動調査や、原発事故発生時18歳以下だった子どもに対する甲状腺検査を継続実施。また、福島県外の医療機関に対し、福島県民の子どもに対する甲状腺検査の実施について、協力依頼。【環境省】
- ・福島県における甲状腺検査の結果の理解促進のため、福島県外3県で実施した甲状腺抽出調査の結果について周知。【環境省】
- ・「福島県民健康管理基金」により、福島県内の子ども等に個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を実施。【環境省】
- ・「原子力災害等影響調査等事業」により、事故初期のヨウ素による甲状腺被ばく等を推計する事業を実施。【環境省】
- ・引き続き、原発被災者に対する健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方を検討。【環境省】
- ・福島県外を含めた被災者等に対し、放射線影響等に係る統一的資料の作成、国民とのコミュニケーション、放射線影響等に係る人材育成等「原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン」に示された取組を実施。【環境省等関係省庁】

- ・福島県民健康管理調査の理解促進に向けた取組として、甲状腺検査に関するパンフレット配布や説明会開催等理解促進に向けた取組を支援。【環境省】

## (2) 食の安心安全

### (主な具体的取組)

- ・出荷段階等において計画的に食品の検査を実施するため、検査のガイドラインを作成・公表、随時更新。【厚生労働省】
- ・「学校給食安心対策事業」により、福島県をはじめとした9県※において、放射性物質の検査を実施し、結果を公表。【文部科学省】※青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野の各県
- ・「安心こども基金」により、全国の児童福祉施設における放射性物質検査機器の整備を支援。【厚生労働省】
- ・食品と放射線に関する大規模な意見交換会や、地方自治体、消費者団体等と連携した説明会を全国で開催。【消費者庁等】

## (3) 心のケア

### (主な具体的取組)

- ・「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」により、災害救助法適用地域※の子ども等及び当該地域から避難した子ども等に対し、スクールカウンセラー等の派遣等を支援。【文部科学省】※福島・岩手・宮城の各県の全域、青森・茨城・長野・新潟・栃木・千葉の各県の一部地域
- ・「被災者の心のケア支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県において、心の不調を訴える被災者への心のケア専門職による訪問・相談窓口設置を支援。【厚生労働省】

### 3 子育て・生活環境の改善

- ・二重生活を行っている母子避難者等に対し、高速道路の通行料金の無料措置を実施します。
- ・福島県中通り等において、公的な賃貸住宅を整備し、定住環境の改善を進めます。また、借上げ仮設住宅を引き続き提供します。
- ・震災により経済的理由から就学等が困難となった子どもに対し、幅広い就学支援を実施します。また、被災地での放課後学習等の支援や、NPO等多様な主体による先進的な教育活動が行われるよう支援を行います。
- ・震災により失業した方の雇用機会を創出するとともに、福島県からの避難者に対し、地元への帰還就職が円滑に進むよう支援を行います。
- ・被災地における医師・看護師等の確保や、医療施設の整備に対する支援を進めます。また、生活習慣病対策等を推進します。

#### (1) 家族の絆維持

##### (主な具体的取組)

- ・原発事故発生時に福島県中通り・浜通り（警戒区域等は除く）及び宮城県丸森町に居住していた被災者のうち、二重生活を強いられている母子避難者等に対し、高速道路の通行料金を新たに無料措置。【復興庁、国交省】

#### (2) 住宅

##### (主な具体的取組)

- ・「子ども元気復活交付金」により、原発事故の影響により人口の流出等が生じていると認められる地域（福島県中通り等）において、公的な賃貸住宅を新たに整備。【復興庁】
- ・全国において、民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅の供与期間を平成26年3月末まで延長。また、更なる延長に向け検討。【厚生労働省】

### (3) 教育

#### (主な具体的取組)

- ・「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により、震災により経済的理由から就学等が困難となった子どもに対し、学用品費等の支給等を実施。【文部科学省】
- ・「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県を中心とした被災地で学ぶ子ども及び当該地域から避難した子どもに対し、学習活動の指導等を行う人材を配置し、学習・交流活動を支援。【文部科学省】
- ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での移動教室事業を実施。【内閣府被災者生活支援チーム】
- ・「復興教育支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県において、NPO等多様な主体による今後の学校教育の新しいモデルともなる防災教育、キャリア教育、移動教室等の特色ある教育活動の取組に対し支援。【文部科学省】

### (4) 就労

#### (主な具体的取組)

- ・「被災者雇用開発助成金」「震災等緊急雇用対応事業」により、災害救助法適用地域※における事業主等及び被災求職者を支援。【厚生労働省】※福島・岩手・宮城の各県の全域、青森・茨城・長野・新潟・栃木・千葉の各県の一部地域
- ・「福島避難者帰還等就職支援事業」により、避難者が多い山形・新潟・東京・埼玉・大阪の各都府県において、福島県へ帰還して就職することを希望する方のための相談窓口を新たに設置。【厚生労働省】

### (5) 医療体制整備等

#### (主な具体的取組)

- ・「地域医療再生基金」により行っている、被災地における医療提供体制の再生に向けての支援をさらに進めるため、本基金に積み増し。【厚生労働省】

- ・「地域医療支援センター運営経費」により、医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、被災地を含め、全国20道府県※に設置された本センターを支援。【厚生労働省】  
 ※北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、新潟、長野、千葉、静岡、岐阜、三重、滋賀、京都、島根、広島、徳島、高知、大分、宮崎の各道府県
- ・避難や屋外での運動の自粛など生活習慣の変化に伴う健康影響が指摘されていることから、被災地を含め、全国において健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策を推進。【厚生労働省】

#### 4 その他

- ・行政では手が届きにくいきめ細かな支援を行うため、NPO等の団体等を通じた支援を実施します。

##### ○民間団体の力を活用した支援

(主な具体的取組)

- ・「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県の被災者及び当該3県から他県に避難した被災者を支援するNPO活動を新たに支援。【内閣府】
- ・「地域コミュニティ復興支援事業」により、被災者が地域とのつながりを持ち続けられるよう、福島・岩手・宮城の3県の被災者及び当該3県から他県への避難者を支援。【厚生労働省】

### Ⅲ 今後について

- 本施策パッケージについては、より効果的かつ効率的な施策の推進に向け、「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」において、適宜フォローアップを行う。
- また、今後とも、被災者や自治体の様々なご意見をお聞きするとともに、専門的な知見も活用しつつ、本施策パッケージの拡充に向け、引き続き検討を進める。